

《山形県より大切なお知らせ》

マイナンバーカードと保険証の一体化(保険証の廃止)に伴う 肝がん・重度肝硬変に係る医療費助成の手続きについて

令和6年12月2日より、マイナンバーカードと保険証の一体化が実施されます。それに伴い各種手続きにおける提出書類が変更になります。

マイナンバーカードではなく、下記の書類をご提出いただきますようお願いします。

被保険者証の写しにかわる提出書類

①『資格確認書(写し)』、②『資格情報のお知らせ(写し)』、③『マイナポータル上の医療保険の資格情報を印刷したもの』のいずれか

①資格確認書

②資格情報のお知らせ

③マイナポータル上の医療保険の資格情報を印刷したもの

【イメージ】



【イメージ】



【イメージ】



- ・保険者から交付されるもので、従来の保険証と同様の情報が記載されています。

- ・保険者から保険資格を得たことを知らせる書類です。

- ・保険者によって、様式・発行形態が異なります。
- ・交付等に関するについては、加入している保険者へお問い合わせください。

- 1 マイナポータルにログイン
- 2 健康保険証を選択
- 3 端末に保存を選択
- 4 ダウンロードした PDF データを印刷

※詳しくは「マイナポータル操作マニュアル」で検索



※資格確認書や資格情報のお知らせは医療費助成の手続き後も廃棄せず、必ず保管しておいてください。

本お知らせは令和6年11月30日時点の情報をもとに作成しています。